

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在の会社C（以下「会社」という。）に雇用され、同社が運営するB店において衣料品販売員として勤務していた。

請求人によれば、平成〇年〇月頃から、不眠、意欲低下、情緒不安定、胃痛等の症状が出現したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「神経症、不眠症」と診断された。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

（略）

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、ICD-10診断ガイドラインの「F43.

2 適応障害」を発病したものと判断する旨述べている。

当審査会としては、F医師の意見及び請求人の申述等を踏まえたE医師の意見は妥当であり、請求人は、平成〇年〇月中旬にICD-10診断ガイドラインの「F43. 2 適応障害」(以下「本件疾病」という。)を発病したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長は、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」(平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人の本件疾病の発病前おおむね6か月間における業務による心理的負荷についてみると、次のとおりである。

ア 「請求人の労働時間、労働日の特定」について

(ア) 請求人らは、事業者が提出した「タイムカード」は偽造されたものであり、請求人の時間外労働を含む労働時間の実態を反映してはならず、また、請求人の労働時間算定の根拠となる基礎資料を偽造するような会社に属する関係者の陳述は信用できず、事実を述べているものではない旨主張する。

この点について、G代表取締役及びH店長は、一貫して、「タイムカード」の偽造について否定していたものであるが、当審査会において、請求人らから提出のあった民事訴訟における「準備書面(7)」を精査・検討し

たところ、会社が「タイムカード」を廃棄していたことは明らかであり、また、監督署には打刻時間を含めて真正ではない「タイムカード」を提出していたことも事実であると認めることが相当であり、したがって、当審査会としては、事業者が提出した「タイムカード」は真正でないものと判断する。

(イ) なお、会社関係者の申述の中には、この真正ではない「タイムカード」を前提とする内容も認められることから、当審査会としては、少なくとも労働時間に係る会社関係者らの申述については、これを採用することはできないものと判断する。

(ウ) この点につき、請求人らは、「時間外労働試算値表」（平成〇年〇月〇日付け請求人提出資料。以下「試算値表」という。）を提出し、発病前6か月間の時間外労働は長時間に及ぶものである旨主張する。

当審査会において、試算値表を精査したところ、その算定は、請求人の平成〇年〇月から〇月までのタイムカード打刻時間の平均値を基礎とした推定に過ぎないものであり、客観的にみて、請求人の実際の労働時間を表すものとして、およそ正確なものとは言い難い。加えて、試算値表においては、休日を特定することなく、単に休日数を月6日として休日数分の時間数を総時間数から控除することとしている。

以上のことからみると、請求人らが主張する連続した労働日があったと認定することも妥当とは言えず、結局、試算値表をもってしても、請求人の労働時間及び休日を特定することはできないものである。

イ 「特別な出来事」について

認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下の「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」に該当する出来事は認められず、「特別な出来事」は見受けられない。

ウ 「特別な出来事以外の出来事」について

(ア) 「2週間以上にわたって連続勤務を行った」及び長時間労働を行ったとの主張について

請求人らは、試算値表を根拠として、要旨、毎年〇月から〇月までの期間中に60日間連続勤務を行ったとして、認定基準別表1の具体的出来事

のうち「2週間以上にわたって連続勤務を行った」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当すること、及び長時間労働を強いられたことを主張している。

しかし、上記アのとおり、試算値表はおよそ請求人の実際の労働時間を反映した正確なものとは言い難く、「2週間以上にわたって連続勤務を行った」とすること、及び長時間労働を強いられたとすることの主張については、いずれも事実を確認することが困難であり、採用することはできない。

当審査会において、本件における資料を精査し、検討したところ、請求人の勤務態様から、拘束時間が相当程度に長かったことは認められるものの、その主たる業務の内容は、店舗での接客販売、ズボンの裾上げといったものであり、来客者の総数、裾上げの総量、更には請求人は職場を離れる事も多かったという事情などを鑑みると、その業務に係る労働の密度は決して高いものとは言えず、仮に具体的な出来事の「1か月に80時間以上の時間外労働を行った」に当てはめて評価した場合でも、その心理的負荷の総合評価は、「中」程度であるとみるのが妥当であると判断する。

(イ) 「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」との主張について

請求人らは、請求人が「お前は嘘つきだ」などとG代表取締役から暴言を浴びせられたとして、認定基準別表1の具体的出来事のうち「(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅲ」）に該当する旨主張している。

この点、本件における一件記録を精査すると、通信販売業務での顧客対応や商標登録の申請業務などについて、G代表取締役から注意を受けたことは認められるものの、その内容や発言の経緯を精査すると、請求人らが主張する人格や人間性を否定するような、いじめ、パワハラに相当する発言があったとは認めることができない。

(ウ) 「達成困難なノルマが課された」との主張について

請求人らは、請求人に達成困難なノルマが課されたとして、認定基準別表1の具体的出来事のうち「達成困難なノルマが課された」（平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」）に該当する旨主張している。

この点について、同僚のIは、売上げの責任はG代表取締役とH店長に

あり、Iや請求人個人に対してはノルマを課さない旨、入社時にG代表取締役から言われたと申述している。

当審査会において、一件記録を精査したところ、店舗単位で売上げ目標が設けられており、結果的に店舗責任者である店長に責任が課せられる可能性があることは認められるものの、販売員個人にノルマが課されたことを示す資料・記録等は存在していない。

したがって、請求人に対して達成困難なノルマが課されたという事実は確認できず、請求人らの主張を採用することはできない。

(エ) 以上のことからすると、請求人について認定基準別表1の具体的出来事に該当する出来事としては、心理的負荷の総合評価「中」となる出来事が1つ認められるに過ぎず、請求人の業務による心理的負荷の全体評価は「強」には至らないものである。

(4) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

本件における一件記録からは、認定基準に基づき特に評価すべき要因は認められない。

(5) 請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記結論を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のとおりであるから、請求人の業務による心理的負荷は「中」であって、「強」には至らないので、同人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付を支給しない旨の処分は、結果として妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。